

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第28回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成23年5月17日（火） 10:30～10:45

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則、関口 博正、東海 幹夫、長田 三紀、

宮本 勝浩

（以上6名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、前川 正文（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、木村 公彦（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）

岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

- （1）部会長の選任及び部会長代理の指名について
- （2）委員会への所属の指名及び委員会の主査の指名について
- （3）報告事項

競争セーフガード制度に基づく検証結果（2010年度）について

開 会

○岡田総務課長補佐 ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第28回を開催いたします。

4月18日に任命されてから初めての会合でございますので、委員の皆様の互選より、部会長が選任されます間、事務局において議事の進行をさせていただきます。

本日は、委員8名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、部会長の選任をお願いしたいと思います。

○岡田総務課長補佐 情報通信行政・郵政行政審議会令第6条第3項の規定により、部会長は委員の互選により選任することとなっておりますが、どのように取り計らいましょうか。

長田委員、お願いいたします。

○長田委員 推薦による方法で選任することをご提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、皆様それぞれにご見識のある方ばかりであります。これまでに電気通信事業部会で部会長をお務めであり、またご経験も豊富で情報通信について高い見識をお持ちでいらっしゃる根岸甲南大学法科大学院教授が適任であると思います。根岸委員をご推薦したいと思います。いかがでしょうか。

○岡田総務課長補佐 ただいま、長田委員から根岸委員を部会長にとのご推薦がありました。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岡田総務課長補佐 では、根岸委員を部会長に選任することとし、この後の議事につきましては、根岸部会長をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、席のほうにお移りいただき、進行をお願いいたします。

○根岸部会長 ただいま部会長に選任されました根岸でございます。電気通信事業の分野は委員の皆様方はご案内のとおりでありますけれども、接続料とかユニバーサルサービス制度など、国民生活に密接な課題、問題が山積しておりますし、非常に変化の激しい分野でございます。これまでどおり、効率的あるいは迅速に審議を進めてまいりたい

と思いますけれども、各委員の皆様のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思います。私が部会長として、審議会を主宰できない場合の代行ということで、部会長代理を決めておきたいと思います。この審議会令第6条5項の規定によりまして、部会長が指名するということになっておりますので、指名をさせていただきたいと思います。

部会長代理には、これまでどおり酒井委員をお願いしたいと思います。よろしく引き受けてもらえればと思います。(酒井委員 首肯) それではありがとうございます。どうぞ、こちらに来ていただくということで申しわけありません。

もしよろしければ、何か一言。

○酒井部会長代理 引き続き、部会長代理を務めさせていただきます酒井でございます。

この委員会は要するに光の道の話と同時に、今後、大震災だか何かあったときにもちゃんとつながるネットワークというか、そういった安全なネットワークをつくるためにも非常に国の役割は大きくなるんじゃないかと思っております。ぜひ根岸部会長を支えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○根岸部会長 ありがとうございます。

○根岸部会長 それでは、次に部会のもとにございます委員会の構成員と主査の指名を行いたいと思います。委員会の構成につきましては、委員就任の内諾をいただく際に事務局のほうからご就任の件とあわせてご相談をさせていただいているというふうに伺っております。それでは、各委員会の名簿を配付させていただきたく思います。

(名簿配付)

○根岸部会長 今、配っていただいております基本料等委員会、接続委員会、ユニバーサルサービス委員会、それから電気通信番号委員会ということで、それぞれの所属の委員、また主査をお願いする委員のお名前がそこに上がっております。私といたしましても、このような形で所属いただきたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。この一覧のとおり指名をさせていただきたいと思っておりますので、今後の委員会の運営をよろしくお願いいたします。

○根岸部会長 それでは、本日の議事ということで報告事項が1件ございます。毎年やっておりますと思っておりますけれども、競争セーフガード制度に基づく検証結果ということで2010年度の検証結果について、総務省のほうから説明をお願いいたします。

○古市事業政策課長　それでは、お手元の資料28-1に基づきましてご説明をさせていただきます。表紙の次におつけをいたしております横長の資料をごらんいただきますでしょうか。

2ページをお開けください。まず、競争セーフガード制度の概要についてでございます。競争セーフガード制度とは、PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のため、電気通信事業法及びNTT法に基づき、これまで講じられてきた競争セーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置を市場実態を的確に反映したものとするため、定期的に検証する仕組みとして、2007年度から運用を開始しているものでございます。

検証対象は以下の2点でございます。1点目は電気通信事業法に基づく指定電気通信設備制度に関する検証でございます。具体的には、指定電気通信設備に関する検証及び禁止行為規制に関する検証を行っているところでございます。

2点目は、NTT等に係る公正競争要件の検証でございます。具体的には、公正競争要件の遵守状況の検証及び公正競争要件の見直しの必要性についての検証を行っているところでございます。

2010年度の検証スケジュールでございますが、昨年9月10日に現行制度の運用に係る問題点等に関し意見募集を行い、また昨年10月15日に再意見の募集を行ったところでございます。寄せられた意見に基づきまして、本年3月4日に検証結果案の公表を行い、この検証結果案に対する意見募集を行ったところでございます。この意見募集に寄せられた意見も踏まえ、先週の金曜日、5月13日に検証結果の確定・公表をしたところでございまして、本日、本電気通信事業部会へご報告させていただいているものでございます。

3ページ、ごらんいただけますでしょうか。検証結果の概要でございます。まず、指定電気通信設備に係る検証結果について、27項目を検証したところでございます。主なものといたしましては、NGNにおいて収容ルータ等における加入者単位での接続機能をアンバンドル機能の対象とすべきとの指摘につきましては、NGNのオープン化を含むブロードバンド普及促進のための環境整備のあり方について、3月1日付で情報通信審議会に諮問を行ったところであり、当該諮問に対する答申を踏まえた上で、本年中を目途に成案を得るなど適切に対処することとしております。

次に、二種指定事業者は、パケット着信機能と端末情報提供機能をアンバンドルすべ

きとの指摘につきましては、アンバンドルに関する事業者間協議を促進する観点から、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において、パケット着信機能と端末情報提供機能を「注視すべき機能」に追加することとしております。

次に、禁止行為規制等に係る検証結果についてでございます。これにつきましては29項目を検証したところでございまして、主なものとしたしましては、まずNTT東西の県域等子会社等において禁止行為規制の潜脱行為が行われているとの指摘につきましては、NTT東西と子会社等との一体的経営への対応を含む電気通信事業法の改正案を今通常国会に提出しているところでございます。また県域等子会社との役員兼任に伴い、当該子会社が委託を受けた業務に関し、反競争的な行為を行う等の公正競争確保上の問題が発生しないか引き続き注視することとしております。このため、NTT東西と子会社との役員兼任の実態について、NTT東西から総務省のほうに報告いただくようにNTT東西に対して要請をしたところでございます。

次に、NTTドコモ等の電気通信事業者等を役員兼任の禁止などのファイアウォール規制の対象となる、いわゆる特定関係事業者に追加すべきとの指摘につきましては、現在、NTT東西における機能分離によるファイアウォールの強化などを内容とする電気通信事業法等の改正案を国会でご審議をいただいているところでございます。また、これらの措置につきましては毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備実施後3年を目途にその有効性・適正性について包括的な検証を行うこととしてしているところでございます。したがって、これらのチェック、検証を行う中で子会社等との経営関係について引き続き注視をしていくこととしております。

最後に、NTT東西が接続の業務に関して知り得た情報を目的外利用している実態があるとの指摘につきましては、一昨年のNTT西日本及び県域等子会社において、接続情報が目的外に提供された事件の発生を受けて策定されたNTT西日本の業務改善計画、NTT東日本の実施計画の履行状況等を引き続き注視していくこととしてしているところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいま競争セーフガード制度に基づく検証結果2010年度の結果についての概要をご説明いただきました。どうぞ、ご質問ご意見ございましたらお願いいたします。

○宮本委員　　ちょっとお尋ねしたいんですけども、禁止行為規制等に係る検証結果の一番最初でございますけれども、役員兼任の実態についての報告というのは、これはいつごろに出る予定でございますか。

○古市事業政策課長　　来月いただく予定でございます。

○宮本委員　　ありがとうございました。

○根岸部会長　　どうぞ、ほかにありましたら。いかがでしょうか。

二種指定事業者の PACKET 着信機能と端末情報提供機能をアンバンドルすべきとの指摘とあって、ここに注視すべき機能と記載されておりますけれども、一種の場合と違うわけですね。

したがって、注視するというのは、事業者間の協議に今のところ任せるとするか、ゆだねるといふそういうことであって、それを注視してそれはどうなるのかというか、行政指導のようなことを考えるというか、そういう趣旨なのでしょうか。もし、よろしければ、その趣旨をお話いただくと大変ありがたいのですが。

○二宮料金サービス課長　　現状の二種指定事業者の制度によりますと、明確な法的義務という意味でのアンバンドルというものはないわけでございますけれども、これに対しまして先般の情報通信審議会の答申を踏まえまして、二種指定制度の運用ガイドラインというものをつくってございます。その中で、注視すべき機能というものを設けておりまして、今、部会長が、まさにおっしゃいましたとおり、各事業者間の協議の状況につきまして総務省においてよく注視をした上で、それを踏まえて適当な対応を検討していくというものでございまして、いずれにいたしましても、まずは各事業者間の協議の状況について、我々として注視をするということでございます。

○根岸部会長　　どうぞほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告をいただきましたので部会としても了承したということにさせていただきます。それでは、本日の議題はこれで終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございますでしょうか。

○根岸部会長　　それでは、本日の会議はこれで終了いたします。次回の事業部会につきましては、別途確定になり次第、事務局より連絡をさせていただきます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。

閉 会